

## [学校法人会計と企業会計との違いについて]

学校法人は教育研究活動を事業の目的とし自主性及び公共性の極めて高い経営体であるため、安定的で永続的に経営を維持していく責務があります。一般企業は利益の追求を目的として損益計算を行ないませんが、学校会計は教育研究活動を円滑に遂行するために収支均衡を目的としています。学校法人はその収入のほとんどを学生生徒からの納付金及び国又は地方公共団体からの補助金に依存しており、利益を追求して経費の削減のみを図ると教育サービスが低下を招いてしまいます。しかし収入と支出のバランスを無視した教育サービスの提供を実施することは収支均衡の悪化を招き学校の存続自体が出来なくなります。従って、学校法人として中長期的な計画に基づいた経営計画のもとに教育研究活動を展開し収支の均衡を図ります。

学校法人会計基準では「**資金収支計算書**」「**消費収支計算書**」「**貸借対照表**」の三表が計算書類として定められています。

「**資金収支計算書**」は当該年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、支払い資金（現金及びいつでも引き出すことの出来る預貯金）の収入と支出の顛末を明らかにするものです。家計の資金の出入りを表す家計簿と似ており、企業でいうキャッシュフロー計算書ともその性格が似ています。

「**消費収支計算書**」は当該年度の消費収入と消費支出の内容及び両者の均衡状態を示し、経営状況を明らかにするものです。採算性を見る指標となるので企業会計の損益計算書に類似しています。但し学校法人は営利を目的としておらず永続的な運営が要請されており、そのために消費収支の均衡が確保されておらなければならない、この均衡の状態を明らかにするために消費収支計算を行なっています。

「**貸借対照表**」は年度末における学校法人の財政状態（財産の状態）を表示する計算書類で、資産・負債・基本金及び消費収支差額に属する項目を金額表示したものです。学校法人の財政状態の健全性の情報提供、教育研究のための必要な資産の保有状況を表示するという目的があります。学校会計では一般企業が採用している流動性配列法ではなく、学校は教育研究活動に校地、校舎、器具等の固定資産が重要であるため固定制配列法を採用しています。

【計算書類の主な科目用語】

### (資金収支計算書関連)

#### ・学生生徒等納付金収入

在学を条件とし義務的に納付すべきものであって、具体的には授業料、入学金、施設設備等があります。

#### ・手数料収入

入学試験、編入学（あるいは転入学）のために徴収する収入、また在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいいます。

#### ・寄付金収入

金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金（収入）とならないものです。

#### ・補助金収入

国又は地方公共団体からの助成金をいいます。日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金があります。

#### ・資産運用収入

特定の基金の運用収入、預金、有価証券等の利息、配当等をいいます。

#### ・資産売却収入

固定資産等の売却収入をいい、資金収支計算だけに使用されます。

#### ・事業収入

学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業などの収入です。

#### ・借入金収入

長期借入金収入（返済期限が年度末後1年を超えて到来する借入金）と短期借入金（返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金）があります。

#### ・前受金収入

当年度に納入された翌年度分の授業料・施設費・実験費等の収入です。

#### ・資金収支調整勘定

その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したものでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものを含めて計算します。資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といい、「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。

## (消費収支計算書関連)

### ・帰属収入

学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など当該年度の学校法人の負債とならない収入をいい、借入金や翌年度に入学する学生・生徒の入学金・授業料などの前受金は含みません。

### ・基本金組入額

基本金は学校を永続的に維持していくために優先的に組み入れられるものであり、学校法人の諸活動に必要な資産を継続的に維持するために帰属収入から組み入れられるものです。学校会計基準では以下の4つに分類されます。

「第1号基本金」：校地、校舎、機器備品、図書等の固定資産の取得価格

「第2号基本金」：新たな学校の設置又は既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産のために留保した預金などの資産の額

「第3号基本金」：奨学基金、研究基金として継続的に保持し運用する資産の額

「第4号基本金」：学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額

### ・消費収入

当該年度の帰属収入から基本金組み入れ額を控除した金額になります

### ・消費支出

人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などの支出をいい、退職給付引当金繰入額や減価償却費を含みます。

### ・資産売却差額

資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合の超過額で、消費収支計算書にのみ使用されます。

### ・退職給付引当金繰入額

教職員が退職した場合に支払われる退職金の負担を、予め毎年度に負担額を消費支出として計上することにより、消費支出の均衡を維持するために必要なものです。

#### (貸借対照表関連)

##### ・資産の部

資産と負債はそれぞれ固定と流動に分けられます。この時のわけ方は1年基準（ワンイヤールール）に従っています。固定資産は土地や建物などの有形固定資産と長期（1年を超えるで保有する）有価証券や特定資産などのその他の固定資産で構成され、流動資産は、現金預金や短期（1年以内）で運用する有価証券などで構成されます。

##### ・負債の部

固定負債は長期借入金、長期未払金、退職給与引当金などがあります。流動負債は1年以内に返済を要する借入金や未払金、また新入学生の入学金や授業料等の前受金、預り金、仮受金などがあります。

##### ・消費収支差額の部

当該年度までの過去の消費収入から消費支出を差し引いた差額の累計額で、消費収支計算書では年度の消費収支差額を計算していますが、貸借対照表では、学校法人設立以来の消費収支差額の累計額が表示されます。